

施浄修 8 ・ 9 第 2 号
誉田給水場 4 号配水池内面補修工事

特記仕様書

令和 8 年度

千葉県企業局 施設整備センター

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、千葉県企業局（以下「当局」という。）の発注する次の工事に適用する。

- （１） 工事番号 施浄修 8・9 第 2 号
- （２） 工 事 名 誉田給水場 4 号配水池内面補修工事
- （３） 工事場所 千葉市緑区おゆみ野 6－3 3－1 誉田給水場内

第2条 工期

本工事の工期は雨天・休日等を見込み、契約日の翌日から 3 7 0 日間とし、施工に必要な実日数（実作業日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

なお、休日等には作業期間中の全ての土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。

準備期間	3 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
稼働率 ※休日と天候等による作業不能日を含めた実作業日数を算出するための係数 実作業日数／稼働率＝実作業日数＋不稼働日	0 . 5 7 0

第3条 適用基準等

- 1 本工事の施工にあたっては、本特記仕様書及び設計図書その他「建設工事請負契約約款」、当局の「水道工事標準仕様書」及び「水道工事施工管理基準」、千葉県の「土木工事共通仕様書」、国土交通省の「土木工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の各種指針並びに関係法令（以下、併せて「設計図書等」という。）に基づいて適切に施工するものとする。

なお、適用する基準類は最新のものをを用いること。

- 2 仕様書等の優先順位は次のとおりとする。なお、本仕様書並びに他の設計図書等に記載のない事項及びその他疑義のあるものについては、当局が選任する監督職員と協議して定めるものとする。

- 1） 設計書及び設計図書
- 2） 特記仕様書
- 3） 水道工事標準仕様書
- 4） 土木工事共通仕様書
- 5） 日本水道協会規格
- 6） その他公的仕様書（監督職員の指示を含む）

第4条 特殊な技術者の配置

- 1 受注者は、コンクリート及び鉄筋等の診断における計画、調査・測定、管理、指導及び判定ならびにそれらの品質劣化に関する予測及び対策等を実施する能力のある技術者として、コンクリート診断士の資格を有する者（以下「特殊な技術者」という。）を工事現場に配置すること。
- 2 特殊な技術者は、前項の業務に従事する場合を除き専任（現場常駐）を要しない。
- 3 特殊な技術者は、現場代理人又は監理技術者等と兼務することができる。

第5条 事前協議及び調査

- 1 工事着手にあたり関係官公庁と事前協議を行うこと。
- 2 工事に先立ち現場近接構造物、排水の流末など工事着手前状況を写真撮影及び計測し記録しておくこと。

第6条 既存施設等の保護

施工に当たっては、隣接して稼働している水道施設等に損傷を与えぬよう十分な注意を払わなければならない。万一、水道施設に損傷を与えた場合は、受注者の負担により補償又は原形に復旧するものとする。

第7条 設計図書の照査等

- 1 受注者は、施工前及び施工途中において自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
- 2 設計図書に疑義が生じた場合は監督職員の指示によるものとする。
また、設計図書と関係法令等との間に差異がある場所または生じた場合には延滞なく監督職員に内容について報告すると共に、対応について指示を受けること。

第8条 軽微な変更

現場の納まりや取り合い等により、機材の取り付け位置又は取り付け工法の多少の変更、及び設計図書に記載が無く、構造上、機能上、関係法令上、当然必要とするもので、設計変更を必要としない軽微な変更については、監督職員と協議のうえ、受注者の責任において処理するものとする。

第9条 手続き及び費用

官公署その他への手続き及び費用は、本工事範囲とする。

工事施工に必要な関係官公署、その他の者に対する手続きは受注者において迅速に処理しなければならない。

また、関係官公署その他の者に対して交渉を要する時、もしくは交渉を受けた時は遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議すること。

第 10 条 建設業退職金共済制度の履行確保

- 1 1 件 5 0 0 万円以上の建設工事請負契約をした場合は、勤労者退職金共済機構の建設業退職金共済事業本部の掛け金収納書（発注官公署等用）を貼り付けした「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に提出すること。
なお、報告書を期限内に提出出来ない受注者は、「建設業退職金共済証紙購入状況遅延報告書」を提出すること。
- 2 工事の一部を下請業者に施工させた場合は、下請業者の建設業退職金共済制度への加入及び共済手帳への貼り付けの促進につとめること。
- 3 工事現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識、シールを掲示すること。

第 11 条 建設副産物

別添「建設副産物特記仕様書」に基づき指定処分業者に委託処理すること。
また、関係法令を遵守すること。

第 12 条 再生資源利用計画書

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき再生資源利用計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に揚げなければならない。

第 13 条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合物を工事現場から、搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めた監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に揚げなければならない。

第 14 条 建設リサイクル法

- 1 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置
 - (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 - (2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条の規定により、次の事項を書面に記載し、監督職員に

報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、コブリス・プラスを用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2 請け負うとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

- (1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。
- (2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。
- (3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

第15条 段階確認及び立会

- 1 段階確認の時期及び項目は、施工計画書に定めること。
- 2 受注者は、事前に段階確認に係る報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。
また、監督職員からの段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は段階確認を受けなければならない。
- 3 段階確認後は、その結果を工事打合せ簿により提出すること。
- 4 立会いが必要な場合は、事前に確認・立会願を提出すること。
- 5 段階確認は次表のとおり実施することとし、防食工完了時には当局が指定する検査職員の立会いを受けなければならない。

工 種	項 目	時 期
劣化部除去工	コンクリート表面処理工	施工完了時
コンクリート面補修工 防食工	ひび割れ補修工 断面修復工 モルタル防食工 エキスパンションジョイント補修工	各施工完了時

第16条 中間検査

- 1 本工事は、千葉県建設工事検査要綱第4条に規定する中間検査の指定対象工事とし中間検査を実施する。
- 2 中間検査の実施は、中間検査実施細目に基づき検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。
- 3 中間検査は、通知日までに完成した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、支払いの対象とはしない。
- 4 工種及び項目・時期は次の表のとおりとする。

工 種	項 目	時期
防食工	モルタル防食工	概ね50%施工時

第 17 条 出来形検査

- 1 本工事は建設工事請負契約書第 38 条（部分払）に基づく出来形検査の対象工事として、出来形検査を実施する。
- 2 出来形検査の詳細な実施時期については、監督職員が指定する。
- 3 出来形検査は、原則として全ての工種に対して実施するものとし、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行う。

第 18 条 低入札価格調査対象工事

- 1 本工事が、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県企業局建設工事検査要綱及び中間検査実施細目（中間検査実施区分を規定）の定めに関らず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。
- 2 調査対象工事の中間検査は、「中間検査実施細則」に関らず原則として 2 ヶ月に 1 回、隔月ごとおよび主要工種を考慮し施工上の変化点で行うが、実施時期は監督職員が指示する。
- 3 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認を行うが、支払いの対象とはしない。

第 19 条 週休 2 日制適用工事【現場閉所による週休 2 日工事】

- 1 本工事は、週休 2 日制適用工事である。
- 2 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができる。
- 4 受注者が工事着手前に完全週休 2 日（土日）の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休 2 日（土日）相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
- 5 週休 2 日制の実施にあたっては、「週休 2 日制適用工事実施要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。

第 20 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。

第 2 1 条 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事

- 1 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。
- 2 受注者は、工事の締結後、工事着手前に C C U S 活用の有無について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。

第 2 2 条 軽油

- 1 本工事で使用する軽油については、J I S 規格軽油を使用すること。
- 2 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車輛等を対象とする燃料の抜き取り調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。

第 2 3 条 環境保全・対策

- 1 工事施工範囲、現場事務所等、本工事に関連する区域の環境保全について十分考慮し、適切に対処するよう努めなければならない。
- 2 工事施工に当たっては、周辺関係者に十分な説明を行い、協力が得られるように努めなければならない。
- 3 工事に伴う騒音・振動については、法律、関係法令を十分理解の上、極力低減化するよう努めなければならない。
- 4 受注者は千葉県が運用している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため環境に配慮した施工計画を立案するものとする。
- 5 工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これに抛り難い場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第 2 4 条 場内道路

工事に使用する工事用進入路及び場内道路は常に道路の状態を監視し、補修、散水、排水等を行い、常に良好な状態に保つこと。

第 2 5 条 対外補償及び保護

工事中は当該工事関係者以外の第三者、道路（公道）、田畑及び耕作物等に損傷を与えぬよう注意すること。万一損傷を与えた場合は、受注者の責により補償又は原形に復するものとする。

これらの対応は全て記録するものとし、時系列、議事録、同意書、領収書等の写しを監督職員に提出しなければならない。

第 2 6 条 個人情報等の取り扱い

受注者は、本工事を完成するために、必要な個人情報の取り扱いについて安全性の

確保に努め（別記）「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第 27 条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 28 条 ワンデーレスポンス

- 1 この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24 時間以内）」に回答するよう対応することである。

ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

- 2 受注者は、計画工程表の提出に当たって作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について監督職員と協議すること。
- 3 受注者は、工事施工中において問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

第 29 条 工程表の提出

現場着手日から工事完成日までの施工期間は、先 2 週間毎の詳細な工程表を前週木曜日までに電子メールや F A X 等により提出すること。

第 30 条 関連機関・関連工事との調整

施工箇所付近で別途工事および維持管理作業等が行われている場合には、工程、工事内容及び工事区分等に関し、関係者と十分な協議を行い、協力しあって遺漏のないように円滑な進捗を図ること。

また、受注業者間における、安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による「工事関係者連絡会議」を組織しなければならない。

第 31 条 安全・訓練等の実施

- 1 本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施すること。
 - （1）安全活動のビデオ等資格資料による安全教育
 - （2）本工事内容等の周知徹底
 - （3）土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - （4）本工事における災害対策訓練
 - （5）本工事現場で予想される事故対策
 - （6）その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の

具体的な計画を作成し、監督職員に提出すること。

- 3 安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は提示しなければならない。

第32条 工事現場の管理

- 1 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (2) さし柵装着車および不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
 - (3) 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過載を助長することのないようにすること。
 - (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - (5) 建設廃材の処理等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - (6) 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
 - (7) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第33条 上水道供給施設における衛生・安全管理

- 1 受注者は、工事現場が企業局の上水道供給施設内であることを十分認識し、衛生管理に留意すること。
- 2 油脂類や薬剤等飲料水に不適なものを扱う場合は施設を汚染することがないように十分留意すること。
- 3 浄水場、給水場その他これらに準じる水道施設の工事において、延べ30日以上立入り、作業に従事する者、ろ過池以降の施設で直接水に触れる作業をする者、その他監督職員が特に指示する者は、1年毎に腸内細菌検査（赤痢菌・腸チフス・パラチフス菌・サルモネラ・大腸菌（O-157））を受注者の負担により実施し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
- 4 工事完成後は、受注者の負担により、配水池内部の水洗いによる清掃を行うこと。
- 5 水の入替作業及び水質検査については、当局が実施する。
- 6 上項の水質検査の結果が不合格となった場合は、施設管理者の指示に従い適切な処置を講ずること。

第34条 工事期間中の安全確保

- 1 本工事は交通誘導員の配置を求めるものではないが、交通誘導の必要性については受注者において検討し、安全確保に努めること。
- 2 コンクリート面の除却作業にあたり、ゴーグルなどの安全器具の着用を徹底す

ること。

第 35 条 設計変更

設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び水道工事標準仕様書共通編 1. 1. 11 から 1. 1. 13 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）令和 3 年 1 月（千葉県県土整備部）」によることとする。

第 36 条 電子納品

1 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階に最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは「工事完成図書の電子納品要領（案）（以下「要領」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体で正副 2 部提出する。

3 「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務がないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「千葉県企業局電子納品運用ガイドライン（案）平成 31 年 4 月改訂」を参考に実施すること。

4 工事完成図書の提出の際には、国土交通省の電子納品チェックシステムによるチェックを行い、事前協議でエラーチェックの対象から除外された以外の項目についてエラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

5 完成図については、P21 形式で作成すること。工事発注図面が PDF 形式の場合は、監督職員から CAD データを入手するなど、CAD データで作成し、提出できるよう努めること。

第 37 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

1 デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

2 本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以後、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下（1）から（4）の全てを実施することとする。

（1）対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準（令和 7 年度版）「3.（2）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん探知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性

確認（改ざん探知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

（２）デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条（１）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和７年度版）「３．（２）撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

（３）小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和７年度版）及びデジタル写真管理情報基準（案）（平成２０年５月）に準ずるが、同条（２）に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（案）（平成２０年５月）「６．写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

（４）小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条（２）に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<https://www.jcomsia.org/kokuban/>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第３８条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応するとともに、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

第３９条 工事カルテの作成・登録

- 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額５００万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、

日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

- 2 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

第 40 条 高度技術力・創意工夫等

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

第 41 条 災害対策および対応

- 1 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を施工計画書に定めておくこと。
- 2 予知情報等が発令された場合、および受注者により定められた基準値を超えた地震等が発生した場合は、直ちに工事を中断し、適切な保全措置等を講じるものとする。

第 42 条 遠隔臨場試行工事

本工事は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」の対象工事である。

1. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

2. 内容

- (1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声スマートフォン向けの TV 電話や Web 会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

- ② ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告

時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用している Web 会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(4) 費用

本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方とする。

第 4 3 条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 4 4 条 その他

本仕様書及び当局の水道工事標準仕様書に定めのないその他事項については、発注者と協議し、発注者の指示による。

第2章 材 料

第45条 使用材料

- 1 防食工に使用する材料は、ポリマー混和液（粉末状の物も含む）及び短繊維を含まないセメント系モルタル材であり、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号）第1条第17項の浸出試験の品質規定に適合していなければならないと共に、最新の「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食マニュアル」の基準を満たすものとする。
- 2 配管の塗装は、日本水道協会規格 J W W A K 1 5 7 : 2 0 1 3 「水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法」で定められている塗料を使用すること。
- 3 エキスパンションジョイントの補修材については、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号）第1条第17項の浸出試験の品質規定に適合していなければならない。
- 4 使用する水道配水用ポリエチレン管は日本水道協会規格（J W W A K 1 4 4 ・ 1 4 5）に準拠すること。
- 5 上記項目以外の、配水池供用時に水に触れない材料については、事前に監督職員の承諾を得てから使用すること。
- 6 使用材料が追加となる場合は、監督職員の承諾を得た後に使用すること。

第46条 付帯構造物等

- 1 配水池内に設置する水位計支持金具金具の寸法の取り合いは現地精査の上、決定することとする。
材質はS U S 3 1 6 製にポリエチレン粉体塗装を施したものとし、耐水性、耐塩素ガスに優れたものとする。
施工前に承認図を提出し、承諾を得て施工すること。
- 2 配水池付帯設備に軽微な損傷等がある場合は併せて補修を行うこと。
- 3 その他支障物がある場合は、別途協議のうえ当场管理者の指示に従うこと。

第47条 海外建設資材

J I S 規格が定まっている建設資材のうち、海外において J I S 認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、（一財）土木研究センターまたは（一財）建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。

ただし、J I S 認定製品として生産・納入されていない建設資材については必ずしも海外建設資材品質審査証明書を必要しないものとする。

第 3 章 施 工

第 4 8 条 工事概要及び施設概要

1 工事概要

本工事は、菅田給水場 4 号配水池の内面において、コンクリート劣化部を除去し、コンクリート断面の補修及び防食層の形成を行うものである。

2 施設概要

対象施設：4 号配水池

構造形式：鉄筋コンクリート造（地上式）

有効容量：11,000 m³

竣工年度：昭和 53 年

第 4 9 条 劣化部除去工

- 1 超高压水処理（150MPa 以上）によりコンクリート躯体劣化部除去後に、内面補修箇所の調査を行い、補修実施前に施工承認図等を作成して、監督職員に報告すること。
- 2 超高压水処理は、深さ 5mm 以上の施工を標準とし、処理後のコンクリート表面が中性化していないことを確認すること。
- 3 上向き・横向き施工はローリングタワー上での作業を標準とする。
- 4 超高压水処理により、手摺や梯子等の既存の施設に影響を与えた場合は、監督職員に報告し、指示に従うものとする。

第 5 0 条 コンクリート面補修工

- 1 ひび割れ部 1.0mm 以上は 10mm×15mm U カット処理による充てん工法を行い、0.2mm 以上 1.0mm 未満は低圧注入工法により補修を行うこと。
- 2 鉄筋露出部及び発錆部は、はつって鉄筋を露出させ清掃・防錆処理を行いプライマーを塗布した後に、ポリマー混和液（粉末状の物も含む）及び短繊維を含まないセメント系モルタル材により断面を修復する。

第 5 1 条 防食工

- 1 施工に先立ち、使用材料、施工方法、仕上り品質の基準、検査方法、特殊技術者の配置等を具体的に記載した「コンクリート防食工施工計画書」を提出し、監督職員の承諾を得ること。
なお、施工計画書の作成にあたっては当局の水道工事標準仕様書及び本特記仕様書、日本水道協会規格などに定める事項に準拠すること。
- 2 上向き・横向き施工はローリングタワー上での作業を標準とする。
- 3 防食工は、既存コンクリートと一体化させて、高い耐久性を有する防食層を形成させることを目的としている。
- 4 施工厚さは 10mm 以上とする。
- 5 劣化部を除去した後のコンクリート表面の平均的な深さを施工基準面とする。

- 6 内面防食の施工にあたっては以下の点に留意すること。
- (1) 吹付け機械等の施工性の良いもので行い、吹付け材を金ゴテ等で抑え、既設コンクリート面と確実に密着させなければならない。硬化後、はがれ等が生じた場合は受注者の責任において、施工箇所を撤去し、再施工すること。
 - (2) 吹付け前には、既設コンクリート表面に付着した、ちり、ほこり等を洗浄・除去、また頂版部については、プライマーを塗布して湿潤状態にて吹付け施工すること。ちり、ほこりが溜まり易い底版は十分注意して施工すること。
 - (3) 硬化期間中は、必要により散水して湿潤状態を保つこと。また、急激な乾燥を受けないよう、適切な養生を行うこと。
 - (4) 吹付け作業時に発生する飛散材等は、関係法令に基づき受注者の責任において処分すること。

第52条 配管塗替塗装工

- 1 施工箇所は配水池内面の配管露出部位とする。
- 2 素地調整は2種ケレンとし、配管表面に発生している錆を除去する。
- 3 塗膜厚はプライマーを含めて400 μ m以上とし、以下の仕様を標準とするが、これにより難い場合は監督職員と協議すること。

塗装段階	塗料名	塗膜厚
下塗り（1回目）	水道用エポキシ樹脂系プライマー	100 μ m
下塗り（2回目）	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料	100 μ m
中塗り	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料	100 μ m
上塗り	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料	100 μ m
計		400 μ m

- 4 配管の塗装は、日本水道協会規格 JWWA K 157:2013「水道用無溶剤系エポキシ樹脂塗料塗装方法」で定めた塗装方法を現地で行うこと。

第53条 螺旋階段塗替塗装工

- 1 施工箇所は配水池に設置されている螺旋階段とする。
- 2 素地調整は3種ケレン（B）とする。
- 3 塗膜厚は以下の仕様を標準とするが、これにより難い場合は監督職員と協議すること。

塗装段階	塗料名	塗膜厚
下塗り（1回目）	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料	60 μ m
下塗り（2回目）	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料	60 μ m
中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	30 μ m
上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	25 μ m
計		175 μ m

- 4 螺旋階段の塗装は水管橋外面防食基準 WSP009-2010（日本水道鋼管協会）の現場塗装仕様 S-1F（ふっ素系樹脂塗装）、その他関係仕様（土木工事共通仕様書、鋼製配水池技術指針、水管橋外面防食基準、鋼道路橋塗装便覧、日本水道協会規格等）に準拠した方法で行うこと。

第54条 応急給水栓布設工

- 1 管の布設位置は、事前に現場を調査し、設計図書と相違がないことを確認の上、決定することとする。
- 2 管の据付作業は、当局の「水道工事標準仕様書」を参照の上、十分安全に注意して行わなければならない。重機の使用にあたっては関係法令を遵守すること。
- 3 掘削時、他の地下埋設物に損傷を与えないよう、十分注意すること。
- 4 本工事により発生する発生土は、別紙、建設副産物特記仕様書に基づき、適切に処分するものとする。

第55条 仮設工

- 1 足場工については、発注図書を参考にして、受注者の責任において安全性を十分に確認した後に施工すること。
- 2 工事に必要となる電力については、受注者の責により仮設電力設備等により調達するものとし、設備を設置する場合は承認を得た後に設置すること。
- 3 工事用水については、管理者である菅田給水場に届出を行い、許可が得られれば、場内の給水設備から支給するものとする。

給水設備の使用にあたっては使用時期・使用量等について事前に計画書に明記するとともに監督職員からの指示に従って使用しなければならない。

- 4 酸欠防止及び快適な作業環境の確保を考慮し、十分能力のある換気設備を設置すること。

なお、酸素濃度測定は、作業開始前、作業中において適時行い、事故防止を図ること。

- 5 配水池内部は作業に適した照明器具を設置し、適切な作業環境を確保すること。
また、停電時等においても安全に避難・退避できるよう安全通路の確保及び停電時非常照明・通信設備等を設置すること。
- 6 ウォータージェットにより発生した処理水は、仮設処理水槽等で中和・凝集処理し放流水は一般排水として排水可能な水質であることを確認してから放流すること。
- 7 中和・凝集処理後の残渣物は、産業廃棄物として適切に処分すること。

第56条 試験

- 1 試験・検査の内容及び、その方法は、JWWA、本仕様書、その他関係規格に基づき、後述するコンクリート表面処理工及びモルタル防食工の品質管理項目について行うこと。
- 2 本仕様書に明記していない事項についても、監督職員、検査員が必要と認めた場合は、各種試験、検査を行うことが出来るものとする。

第4章 施工管理

第57条 施工環境管理

- 1 本特記仕様書により配置された技術者は、防食仕様に規定された施工品質が得られるよう各工程の施工環境管理を確実に行うこと。
- 2 防食工施工時の施工環境について以下に管理基準に基づき施工環境管理を実施すること。

なお、施工管理の記録様式については、最新の「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」を参考にすること。

対象事項	管理項目	頻度
材料の 配合・混練	配合：規定の配合比 混練：規定の時間以上	点検・記録 1回以上／1日
施工	温度：5～35℃の範囲内 又は材料製造業者の仕様	最高・最低気温 1回/1日
	湿度：50%以上～結露を生じない範囲 又は材料製造業者の仕様	2回以上/1日
硬化養生	温度：5℃以上	最高・最低気温 1回/1日
	湿度：50%以上～結露を生じない範囲 又は材料製造業者の仕様	2回/1日

- 3 所要の施工環境が保持できない場合は作業を中止し、施工環境を回復してから作業を再開すること。
- 4 各工程で所要の施工品質確保に支障を及ぼす状況が生じた場合、または生じる懸念がある場合は、直ちに監督職員に申し出て処置対策を協議し、その承諾を得て適切な処置を講ずるものとする。

第58条 施工管理基準

1 コンクリート表面処理工

管理種別	管理項目	頻度・方法
出来形管理	除去深さ	1箇所/500㎡ スケール等による測定
品質管理	骨材のゆるみ、浮き、ひび割れ、漏水等	目視全面
	コンクリート表面処理	1箇所/500㎡ フェノールフタレイン法（赤色の呈色すること）
	コンクリートの表面強度	1箇所/500㎡

＊壁、床及び天井等の部位毎に最低1箇所以上測定する。

2 モルタル防食工

管理種別	管理項目	判定基準	方法	頻度
出来形管理	施工厚さ	平均値が設計厚さ以上であること。	ノギス等の検針による測定又は施工前に木片や発泡スチロール等を躯体表面に取付け、モルタル硬化後に除去し測定	1箇所/500㎡ （1箇所あたりの試験数は3個）
品質管理	接着強さ	平均 1.5N/㎡以上かつ最小値 1.2N/㎡以上	最新の「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」による接着試験＊2	1箇所/500㎡ （1箇所あたりの試験数は3個）
	圧縮強度	現場採取したモルタルの圧縮強度（材齢28日）45N/㎡以上	試験方法はJIS A 1108：2018の「コンクリートの圧縮強度試験」に準拠する。	1箇所/500㎡ （1箇所あたりの試験数は3個） ＊1

＊1 使用する供試体の作成方法、養生期間については材料業者の仕様を基に監督職員と協議のうえ決定する。

＊2 接着試験は施工箇所でなく、コンクリート試験板（JIS A 5371 平板（300×300×60））にモルタルを施工した試験体で実施する。なお、試験体の養生は配水池内で行う。

＊3 壁、床及び天井等の部位毎に、出来形管理・品質管理を実施する。

3 配管塗替塗装工

管理種別	管理項目	規格値
出来形管理	塗膜厚さ	各層及び塗膜厚さの合計が設計値以上であることを確認する。
品質管理	塗膜、錆除去等	目視全面

＊配管毎に最低1箇所以上測定する。

第 59 条 写真管理基準

- 1 工事記録写真の撮影項目・撮影頻度及び撮影時期は以下を標準とする。
また、以下に定められていない工種については千葉県「土木工事共通仕様書・施工管理基準」に準拠し、施工計画書に記載のうえ監督職員の確認を受けること。
- 2 着手前及び完成写真、各工程の施工状況写真は、同一位置・方向から撮影するものとする。

区分	工種		写真管理項目	
			撮影項目	撮影頻度 [撮影時期]
着手前 及び完成写真	着手前		全景又は 代表部分写真	着手前 1 回[着手前]
	完成			施工完了後 1 回 [完成後]
施工状況写真	コンクリート表面処理工		中性化部除去前後 除去状況	1 箇所/500 m ² [施工前後・施工中]
	モルタル防食工		施工前後 施工状況	1 箇所/500 m ² [施工前後・施工中]
	配管塗替塗装工		施工前後 ケレン状況 塗装状況	施工箇所毎 各層毎
使用材料写真	使用材料		材料搬入量 使用量（空袋）	全数量 [使用前・使用后]
出来形管理	コンクリート 表面処理工	除去深さ	測定状況 測定結果	測定箇所毎に 1 回 [測定実施中]
	モルタル 防食工	施工厚さ	測定状況 測定結果	測定箇所毎に 1 回 [試験実施中]
	配管塗替 塗装工	塗装厚	測定状況 測定結果	測定箇所毎に 1 回
品質管理	コンクリート 表面処理工	中性化部 除去	試験状況 （呈色状況）	測定箇所毎に 1 回 [試験実施中]
	モルタル 防食工	接着強さ	強度測定状況 試験結果	測定箇所毎に 1 回 [試験実施中]
		圧縮強度	試験状況 試験結果	測定箇所毎に 1 回 [試験実施中]

建設副産物特記仕様書

1 共通事項

- (1) 「建設リサイクル推進計画2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」により登録・作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより登録・作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報管理センターが発行する、当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2 建設廃棄物

本工事により発生する建設廃棄物の処分は以下のとおりとし、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。なお、下記の指定処分により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1. 指定処分(A)

(1) As塊

本工事により発生するAs塊(4.5t)は千葉市若葉区野呂町1662-1、片道運搬距離4.2kmの(株)共同土木 千葉中間処理工場に運搬し処理するものとする。

(2) 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材(1.2t)は千葉市若葉区野呂町1662-1、片道運搬距離4.2kmの(株)共同土木 千葉中間処理工場に運搬し処理するものとする。

(3) 無筋コンクリート

本工事により発生する無筋Co(0.6t)は東金市小野字大原496-2、片道運搬距離12.2kmの(有)地引組に運搬し処理するものとする。

(4) 廃プラスチック

本工事により発生する廃プラスチック(0.01m³)は、市原市八幡海岸通2388-32、片道運搬距離7.6kmのみどり産業(株)に運搬し処理するものとする。

(5) 混合廃棄物

本工事により発生する混合廃棄物(0.1m³)は、市原市八幡海岸通2388-32、片道運搬距離7.6kmのみどり産業(株)に運搬し処理するものとする。

(6) エポキシ樹脂混じり汚泥

本工事により発生するエポキシ樹脂混じり汚泥(120t)は、袖ヶ浦市長浦拓1-30-2、片道運搬距離25.8kmのエコシステム千葉(株)に運搬し処理するものとする。

(7) スクラップ

本工事により発生するスクラップ(0.01t)は、自由処分とするが、処分に先立ち処分先を報告すること。なお、設計時は千葉市花見川区三角町715-1、片道運搬距離15.4kmの佑信鋼業株式会社を想定している。

(8) 舗装切断排水

本工事により発生する舗装切断排水(36.0kg)は、八千代市吉橋字内野1075-9、片道運搬距離23.2kmの千葉丸辰道路(株)八千代工場に運搬し処理するものとする。

2. 指定処分(B)

(1) 建設発生土

本工事により発生する「残土(0.01m³)」は、受注者が建設発生土の受け入れ場所を決定し、監督職員へ関係資料を提出する。また、処分については「千葉県土砂等の埋め立てによる土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」等を遵守するものとする。

別 記

個人情報等取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報等の取扱い

(収集の制限)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

- 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報等をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報等の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報等を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報等の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき

- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする（例：仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報を取り扱う事務を委託しない場合には、「個人情報等」の「等」の記述を削除する）。

別記 データ保護及び管理に関する特記仕様書

第1 目的.....	2
第2 適用範囲.....	2
第3 対象とする脅威.....	2
第4 本契約を履行する者が遵守すべき事項.....	3
4.1 業務開始前の遵守事項.....	3
4.2 業務実施中における遵守事項.....	6
4.3 業務完了時の遵守事項.....	8
4.4 記憶装置の修理及び廃棄等におけるデータ消去.....	8
第5 情報システムの情報セキュリティ要件.....	11
5.1 侵害対策.....	11
5.2 不正監視・追跡.....	12
5.3 アクセス・利用制限.....	13
5.4 機密性・完全性の確保.....	14
5.5 情報窃取・侵入対策.....	14
5.6 障害対策(事業継続対応).....	14
5.7 サプライチェーン・リスク対策.....	15
5.8 利用者保護.....	15

第1 目的

本契約において取り扱う各種データについて、適正なデータ保護・管理方策及び情報システムのセキュリティ方策について明確にすることを目的とする。

第2 適用範囲

本契約を履行するに当たり、出版、報道等により公にされている情報を除き、千葉県（以下「発注者」という。）が交付若しくは使用を許可し、又は契約の相手方（以下「受注者」という。）が作成若しくは出力したものであって用紙に出力されたものを含む全ての情報（以下「電子データ等」という。）を対象とする。

第3 対象とする脅威

本書において対象とする脅威は、次に掲げる情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合とする。

- （1）不正プログラムへの感染（受注者におけるものを含む。）
 - （2）サービス不能攻撃によるシステムの停止（受注者におけるものを含む。）
 - （3）情報システムへの不正アクセス（受注者におけるものを含む。）
 - （4）書面又は外部記録媒体の盗難又は紛失（受注者におけるものを含む。）
 - （5）機密情報の漏えい・改ざん（受注者におけるものを含む。）
 - （6）異常処理等、予期せぬ長時間のシステム停止（受注者におけるものを含む。）
 - （7）発注者が受注者に提供した又は受注者にアクセスを認めた発注者の電子データ等の目的外利用又は漏えい
 - （8）アクセスを許可していない発注者の電子データ等への受注者によるアクセス
 - （9）意図しない不正な変更等（受注者におけるものを含む。）
-

第4 本契約を履行する者が遵守すべき事項

受注者は、本契約の履行に関して、以下の項目を遵守すること。

4.1 業務開始前の遵守事項

受注者は、以下の（１）から（６）までの各項目に定める事項及び契約内容を一部再委託する場合は（７）に定める事項を取りまとめた「データ管理計画書」を作成し、業務開始前までに発注者の承認を得ること。

なお、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取扱う業務の場合は、他の電子データ等と明確に区分して管理することとし、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づく安全管理措置について、「データ管理計画書」の各事項へ、追加で記載すること。

（１）データ取扱者等の指定

受注者は、電子データ等を取り扱う者（以下「データ取扱者」という。）及び、データ取扱者を統括する者（以下「データ取扱責任者」という。）を指定し、その所属、役職及び氏名等を記入した「データ取扱者等名簿」を作成すること。

また、特定個人情報等を扱う業務の場合は、特定個人情報等を明確に管理するため、特定個人情報等を取り扱う者（以下「特定個人情報ファイル取扱者」という。）及び特定個人情報ファイル取扱者を統括する者（以下「特定個人情報ファイル取扱責任者」という。）についても併せて指定し、「データ取扱者等名簿」に記載すること。

なお、データ取扱者、データ取扱責任者、特定個人情報ファイル取扱者及び特定個人情報ファイル取扱責任者（以下「データ取扱者等」という。）は、守秘義務等のデータの取扱いに関する社内教育、又はこれに準ずる講習等を受講した者とし、その受講実績も併せて「データ取扱者等名簿」に記入すること。

（２）データ取扱者等への教育・周知計画

受注者は、データ取扱者等を対象とした、本契約での電子データ等の取扱いや漏えい防止等の教育及び周知に関する「データ取扱者等への教育・周知計画」を作成すること。

(3) 電子データ等の取扱いにおける情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、本契約に係る電子データ等の取扱いに関し、電子データ等の保存、運搬、複製及び破棄並びに電子データ等の保管場所を変更する場合において実施する措置を記載した「データ取扱計画」を作成すること。「データ取扱計画」には、以下に示す措置を含めること。

- (ア) 本契約の作業に係る電子データ等を取り扱うサーバ、パソコン、モバイル端末について、アクセス制御及び脅威に関する最新の情報を踏まえた不正プログラム対策及び脆弱性対策を行うこと。
- (イ) 機密性2以上の電子データ等の取扱いは、発注者又は受注者のいずれかの管理下でない情報システム等（データ取扱者等の個人所有物であるパソコン及びモバイル端末を含む。）を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は発注者の許可を得て用いること。
- (ウ) 電子データ等名称、データ取扱者名、授受方法、使用目的、使用場所、保管場所、保管方法、返却方法、授受日時、返却日時、特定個人情報等の有無等を記録する「データ管理簿」を整備すること。
- (エ) 機密性2以上の電子データ等の保存に、発注者又は受注者のいずれかの管理下でない情報システム等又は電磁的記録媒体（データ取扱者等が私的に契約しているサービス及びデータ取扱者等の個人所有物である電磁的記録媒体を含む。）を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は発注者の許可を得て用いること。
- (オ) データ取扱責任者又は特定個人情報ファイル取扱責任者が、データ取扱者又は特定個人情報ファイル取扱者の作業に立ち会うなど適切な管理を行うこと。
- (カ) データ取扱責任者又は特定個人情報ファイル取扱責任者が、データ取扱者又は特定個人情報ファイル取扱者が作業を終了し作業場所を離れる際は、データの持ち出しの有無を厳重に検査すること。
- (キ) 機密性2以上の電子データ等を電子メールにて送信する場合には、暗号化を行うこと。

(4) 外部設置における情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、発注者が指定する場所以外に情報システム機器を設置（外部設置）し、本契約に係る電子データ等を取扱う場合は、情報セキュリティ確保のために、部外者

の侵入等の意図的な情報漏えい等を防止する措置を記載した「外部設置における情報セキュリティ措置計画」を作成すること。「外部設置における情報セキュリティ措置計画」には以下に示す措置を含めること。

- (ア) 情報システムにアクセス（一般向けに提供されているウェブページへのアクセスを除く。）する作業は、受注者の管理下にあり、部外者の立入りが制限された場所において行うこと。
- (イ) 電子データ等を取り扱うパソコン、モバイル端末等について、盗難、紛失、表示画面ののぞき見等による漏えいを防ぐための措置を講ずること。また、それらの措置を講じていないパソコン、モバイル端末等を用いた作業を制限すること。
- (ウ) 入退室記録、作業記録等を蓄積し、不正の検知、原因特定に有効な管理機能を備えること。

(5) 外部接続における情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、発注者が指定するネットワーク以外のネットワークへ接続（以下「外部接続」という。）し、本契約に係る電子データ等を取扱う場合は、情報セキュリティ確保のために、外部のネットワークからの侵入や改ざんを防御する措置を記載した「外部接続におけるセキュリティ措置計画」を作成すること。「外部接続におけるセキュリティ措置計画」には、以下に示す措置を含めること。

- (ア) 外部接続箇所にファイアウォールを設置し、不要な通信の遮断を行うこと。
- (イ) 外部接続箇所に侵入検知システムを設置し、ネットワークへの不正侵入の遮断を行うこと。
- (ウ) 外部接続箇所で不正な通信を検出した場合、発注者へ通報を行うこと。

(6) 情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合における対処手順

受注者は、本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を整備し、発生した場合の対処手順を記載した「情報セキュリティ侵害時対処手順」を作成すること。「情報セキュリティ侵害時対処手順」には、以下に示す対処を含めること。

- (ア) 作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、直ちに、発注者に、口頭にてその旨第一報を入れること。発注者への第一報は、

情報セキュリティインシデントの発生を認知してから1時間以内に行うこと。

- (イ) 当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係するデータ取扱者等を明らかにし、平日の午前9時から午後5時の間は1時間以内に、それ以外の時間帯は3時間以内に発注者に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく発注者に提出すること。
- (ウ) 発注者の指示に基づき、対応措置を実施すること。
- (エ) 発注者が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応措置を内容とする報告書を作成の上、発注者に提出すること。
- (オ) 再発を防止するための措置内容を策定し、発注者の承認を得た後、速やかにその措置を実施すること。

(7) 再委託における情報セキュリティの確保の措置計画

受注者は、本契約内容について一部再委託（更に順次行われる再委託を含む。）する場合、受注者が業務を実施する場合に求められる水準と同一水準の情報セキュリティ対策を再委託先において確保させる必要があり、再委託先における情報セキュリティの十分な確保を受注者が担保するとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するため、「再委託における情報セキュリティ措置計画」を作成すること。なお、特定個人情報等を取扱う業務を再委託したときは、発注者が行う再委託先の管理状況等の確認について、受注者は必要な協力を行うこと。

4.2 業務実施中における遵守事項

(1) 「データ管理計画書」に基づく情報セキュリティ確保

「データ管理計画書」に記載した、データ取扱者等への教育・周知、電子データ等の取扱い及び作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を実施すること。

(2) データ管理簿への記録

受注者は、データ取扱者等が電子データ等を取り扱う場合、「データ管理簿」に記録し、データ取扱責任者に確認させること。また、特定個人情報等を扱う業務の場合、特定個人情報ファイル取扱責任者に併せて確認させること。

(3) 「データ管理計画書」の変更

(ア) 受注者は、本契約に基づく請負作業中に、次の事項について作業開始前に提出した「データ管理計画書」の内容と異なる措置を実施する場合は、事前に「データ管理計画書」の変更について発注者に提出し、承認を得ること。また、承認された変更の内容を記録し保存すること。

- ・データ取扱者等の異動を行う場合
- ・データ取扱者等に対する教育・周知の計画を変更する場合
- ・電子データ等の取扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を変更する場合
- ・再委託先及び再委託先の情報セキュリティ対策を変更する場合

(イ) 一時的に「データ管理計画書」とは異なる措置を実施する場合は、原則として事前にその旨を発注者へ提出し、承認を得ること。ただし、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合など緊急を要する場合等の場合、受注者は、実施内容について事後速やかに発注者へ報告すること。

(4) 業務の報告・監査等

(ア) 受注者は、発注者へ業務実施中の「データ管理計画書」の遵守状況について定期的に報告すること。

(イ) 受注者は、発注者が「データ管理計画書」に係る管理状況について監査を要請した時は、定期・不定期にかかわらず、これを受け入れること。

(ウ) 受注者は、「データ管理計画書」の評価、見直しを行うとともに、必要な改善策等について、発注者へ提案すること。

(5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分であった場合の対応

受注者の本契約に係る作業における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると発注者が判断した場合、受注者は発注者と協議の上、必要な是正措置を講ずること。また、是正措置の内容を「データ管理計画書」に反映させること。

4.3 業務完了時の遵守事項

(1) データ返却等処理

受注者は、本契約に基づく業務が完了したときは、「データ管理簿」に記録されている全てのデータについて、返却、消去、廃棄等の措置を行うものとし、処理の方法、日時、場所、立会者、作業責任者等の事項を記した、「データ返却等計画書」を事前に発注者へ提出し、承認を得た上で処理を実施すること。

また、特定個人情報等を扱う業務の場合は、特定個人情報等であることを「データ返却等計画書」に明示すること。

(2) 作業後の報告

受注者は、「データ返却等計画書」に基づく処理が終了したときは、その結果を記載した「データ管理簿」を発注者へ提出すること。

(3) 情報セキュリティ侵害の被害に関する記録類の引渡し

受注者は、本契約の業務遂行中に情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある事象が発生した場合、4. 1 (6) に基づいて取得し保存している記録類を発注者に引き渡すこと。

4.4 記憶装置の修理及び廃棄等におけるデータ消去

受注者は、契約により発注者が利用する情報システム機器の修理及び廃棄、リース返却（以下、「廃棄等」という。）の場合、記憶装置から、全ての電子データ等を消去の上、復元不可能な状態にする措置（以下、「抹消措置」という。）を実施すること。

(1) 抹消措置計画の作成

受注者は、「データ管理計画書」へ作業予定日時、作業予定場所、実施予定者氏名、データ完全消去区分、使用機材名・数量、データ消去対象記憶装置リスト、立会者などを記載した「抹消措置作業計画」を追加するとともに、必要に応じてその他の措置内容を変更したうえ、抹消措置実施日（賃貸借契約の場合は賃貸借期間満了日）の30日前までに発注者に提出し、承認を得ること。

また、賃貸借契約の場合は賃貸借期間満了日から30日以内に抹消措置実施日を設

定すること。

(2) 抹消措置実施方法

ア マイナンバー利用事務系の領域において住民情報を保存する記憶媒体の抹消措置の方法

(ア) 当該媒体を分解・粉砕・溶解・焼却・細断などによって物理的に破壊し、確実に復元を不可能とすること。なお、対象となる機器について、リース契約による場合においても、リース契約終了後、当該機器の記憶媒体については、物理的に破壊を行うこと。

(イ) 職員が抹消措置の完了まで立ち会いによる確認を行う。ただし、庁舎外で抹消措置を行う場合は、庁舎内において、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても情報の復元が困難な状態までデータの消去を行い、職員が作業完了を確認した上で、委託事業者等に引き渡しを行い、委託事業者等が物理的な破壊を実施し、当該破壊の証拠写真が添付された完了証明書により確認できること。

イ 機密性2以上に該当する情報を保存する記憶媒体（上記アに該当するものを除く。）の抹消措置の方法

(ア) 一般的に入手可能な復元ツールの利用を超えた、いわゆる研究所レベルの攻撃からも耐えられるレベルで抹消を行うこと。

(イ) 庁舎内において、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても情報の復元が困難な状態までデータの消去を行い、職員が作業完了を確認した上で、委託事業者等に引き渡しを行い、抹消措置の完了証明書により確認できること。

ウ 機密性1に該当する情報を保存する記憶媒体の抹消措置の方法

(ア) 一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても情報の復元が困難な状態に消去すること。

(イ) 庁舎内においてデータの消去を実施し、職員が作業完了を確認するなど適正な方法により確認できること。

エ I o T機器を含む特殊用途機器の抹消措置の方法

(ア) デジタル複合機などのI o T機器を含む特殊用途機器に保存された電子データ等の漏えいの対策について、国際標準に基づくセキュリティ要件と同等以上のセキュリティ要件とその要件に適合した第三者認証（「I T製品の調達におけるセキュリティ

要件リスト」適合製品など)を取得している機能を有する場合は、当該機能によるデータ消去をもって抹消措置とすることができる。

(イ) 庁舎内においてデータの消去を実施し、職員が作業完了を確認するなど適正な方法により確認できること。

(3) 抹消措置の報告

受注者は、抹消措置実施日から30日以内に、作業日時、実施者氏名、データ完全消去区分、使用機材名・数量、データ消去対象記憶装置リスト、立会者及び全ての記憶装置について抹消措置前後の写真を添付した「抹消措置完了報告書」を発注者へ提出し、承認を得ること。

第5 情報システムの情報セキュリティ要件

受注者は、本契約により情報システムを導入する場合は、対象となる以下の項目を遵守すること。

5.1 侵害対策

(1) 通信回線対策

(ア) 通信経路の分離

不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離するとともに、業務目的、所属部局等の情報の管理体制に応じて内部のネットワークを通信回線上で分離すること。

(イ) 不正通信の遮断

通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。

(ウ) 通信のなりすまし防止

情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバ装置、通信回線装置等の接続を防止する機能を備えること。

(エ) サービス不能化の防止

サービスの継続性を確保するため、情報システムの負荷がしきい値を超えた場合に、通信遮断や処理量の抑制等によってサービス停止の脅威を軽減する機能を備えること。

(2) 不正プログラム対策

(ア) 不正プログラムの感染防止

不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

(イ) 不正プログラム対策の管理

システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該

機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。

(3) 脆弱性対策

(ア) 構築時の脆弱性対策

情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。

(イ) 運用時の脆弱性対策

運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。

5.2 不正監視・追跡

(1) ログ管理

(ア) ログの蓄積・管理

情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、発注者が指定する期間保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等）を備えること。

(イ) ログの保護

ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能及び消去や改ざんの事実を検出する機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざんの脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。

(ウ) 時刻の正確性確保

情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。

(2) 不正監視

(ア) 侵入検知

不正行為に迅速に対処するため、情報システムで送受信される通信内容の監視及びサーバ装置のセキュリティ状態の監視等によって、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。

(イ) サービス不能化の検知

サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の過負荷状態を検知する機能を備えること。

5.3 アクセス・利用制限

(1) 主体認証

情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体の認証を行う機能として、ID／パスワードの方式を採用し、主体認証情報の推測や盗難等のリスクの軽減を行う機能として、パスワードの複雑性及び指定回数以上の認証失敗時のアクセス拒否などの条件を満たすこと。

(2) アカウント管理

(ア) ライフサイクル管理

主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。

(イ) アクセス権管理

情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。

(ウ) 管理者権限の保護

特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。

5.4 機密性・完全性の確保

(1) 通信経路上の盗聴防止

通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信内容を暗号化する機能を備えること。

(2) 保存情報の機密性確保

情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存できないようにすることに加えて、保存された情報を暗号化する機能を備えること。

(3) 保存情報の完全性確保

情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。

5.5 情報窃取・侵入対策

(1) 情報の物理的保護

情報の漏えいを防止するため、記憶装置のパスワードロック、暗号化等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

(2) 侵入の物理的対策

物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。

5.6 障害対策（事業継続対応）

(1) システムの構成管理

情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハード

ウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。

(2) システムの可用性確保

サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として1日を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。

5.7 サプライチェーン・リスク対策

(1) 受注者（再委託先含む）において不正プログラム等が組み込まれることへの対策

情報システムの構築において、発注者が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。

(2) 調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策

機器等の製造工程において、発注者が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

5.8 利用者保護

(1) 情報セキュリティ水準低下の防止

情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。

(2) プライバシー保護

情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。